

横浜市告示第 527 号

汚染土壌処理業許可申請前対策指針

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）第 69 条の 7 の規定により、汚染土壌処理業許可申請前対策指針を次のとおり定め、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

平成 24 年 9 月 25 日

横浜市長 林 文子

1 目的

汚染土壌処理業許可申請前対策指針（以下「指針」という。）は、横浜市生活環境の保全等に関する条例第 69 条の 7 の規定に基づき、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の許可を受けようとする者に対して、生活環境の保全に対する一層の配慮を求めるとともに、周辺住民の理解を得た円滑な事業の実施を促すことを目的とする。

2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚染土壌 法第 16 条第 1 項に規定する土壌をいう。
- (2) 汚染土壌処理施設 法第 22 条第 1 項に規定する汚染土壌の処理の事業の用に供する施設をいう。
- (3) 処理施設等 汚染土壌処理施設及び当該施設に付帯する設備をいう。
- (4) 事業計画者 法第 22 条第 1 項又は法第 23 条第 1 項に基づく許可を受けようとする者をいう。
- (5) 設置基準 別表 1 に掲げる基準をいう。

3 事前手続

(1) 事前調整

事業計画者は、法第 22 条第 2 項又は法第 23 条第 1 項に基づく許可を申請しようとするときは、あらかじめ市長と事前調整を行うものとする。

(2) 事業計画書の提出

前号の事前調整を行う者は、次に掲げる事項を記載した事業計画書を市長に提出するものとする。

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 汚染土壌処理施設の設置の場所

ウ 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力

エ 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

オ その他市長が特に必要と認める事項

- (3) 事業計画者は、事前調整の内容を尊重し、必要な措置を講じた上で、法第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の許可の申請を行うものとする。

4 周知

- (1) 事業計画者は、許可の申請に係る事前調整を行うときは、当該事業計画について近隣住民の理解を求めため、別表 2 の周知基準に従い周知に努めるものとする。
- (2) 事業計画者は、周知を行ったときは、近隣住民からの意見及びその対応等の記録を記載した議事録（以下「説明会開催経過書」という。）を作成するとともに、次に掲げる事項を記載した周知結果報告書を市長に提出するものとする。

ア 周知を行った範囲

イ 周知の内容

ウ 説明会開催経過書

- (3) 事業計画者は、近隣住民からの意見のうち、合理性のある意見については、当該事業計画に反映させるよう努めるものとする。

5 事前手続の省略

前 2 項の規定にかかわらず、当該事業計画について、第 4 項に規定する周知を実施する前に、他法令等に基づき同等の周知が行われたことが文書等で明らかなる場合、その他市長が適当と認めた場合には、当該事前手続の一部を省略することができる。

6 事業計画者への指導

市長は、事前調整の過程において必要と認めるときは、事業計画者に対し、設置基準及び周知基準に適合するように、提出された関係書類の変更その他講ずべき措置について指導するものとする。

7 事前調整の終了

市長は、事前調整において次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、事前調整を終了し、事前調整終了通知書により、事業計画者に通知するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が設置基準に適合していること。

- (2) 第 4 項による周知が適切に行われたこと。

8 事前調整の失効

事業計画者が、前項の規定による通知を受けてから 1 年を経過する日までに、許可の申請をしないときは、事前調整は失効するものとする。ただし、事業計画者の責めに帰することができない特別の事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

別表 1（第 2 項第 5 号）

- 1 法に定める基準に適合していること。
 - 2 汚染土壌処理施設が次の基準に適合していること。
 - (1) 浄化等処理施設及びセメント製造施設については、処理の方法が科学的かつ合理的な原理を有し、分解量、土壌への残留量、排水及び排ガス等への移行量など、特定有害物質の流れが合理的に説明できるものであること。
 - (2) 処理の対象とする特定有害物質の特性を十分考慮して施設が構成され、かつ、施設における処理の過程が合理的なものであること。
 - (3) 加熱により浄化を行う施設にあっては、浄化処理及び排ガス処理を行う上で重要な箇所に、温度を連続的に測定し、かつ、記録する設備が設けられていること。
 - (4) 埋立処理施設にあっては、埋立地からの保有水等の浸出による公共の水域及び地下水の汚染のおそれがないよう、保有水等を有効に集め速やかに排除できる集排水設備を設置していること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、この限りでない。
 - (5) 次の内容を含む管理規程を定めていること。
 - ア 日ごとの土壌処理量を記録し、一定期間保存すること。
 - イ 浄化処理した土壌の特定有害物質の検査結果を記録し、一定期間保存すること。
 - ウ 搬出物の種類及び搬出量について、その日量及び搬出先を記録し、一定期間保存すること。
 - エ 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置を記録し、一定期間保存すること。
 - オ 埋立処理施設については、残余の埋立容量について 1 年に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。
 - 3 処理施設等を設置する場所は、当該事業に係る搬出入車両により付近住民の安全及び利便を阻害するおそれのないよう、搬出入の計画に見合った十分な幅員等を有する搬出入道路が確保できる場所であること。
 - 4 処理施設等は、敷地内に定置して使用されること。
 - 5 管理棟を設置していること。
 - 6 次の措置を講じていること。
 - (1) 出入りする汚染土壌の運搬車両を適切に洗浄等するための措置
 - (2) 処理場内にみだりに人が立ち入らぬようにするための措置
 - 7 公害関係及び土地の使用権原に係る他法令について、許可の見込みがあること。
- 別表 2 (第 4 項 第 1 号)

| | |
|------|--|
| 周知範囲 | <p>次のいずれかに該当する土地の全てを含む範囲とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 汚染土壌処理施設に係る敷地の境界から 100メートル以内の範囲内の土地（工業専用地域内のものを除く。）及び当該土地を包含する自治会の区域内の土地 2 汚染土壌と産業廃棄物の両方の施設を有する事業場の場合は、「横浜市産業廃棄物中間処理施設に関する基準（資源循環局制定）」により定められた周知範囲内の土地 3 上記のほか、影響が想定されるものとして事業者が定めた範囲内の土地 |
| 周知対象 | <p>周知範囲内に居住する者（工場又は事業場等を有する者を含む。）とする。</p> |
| 周知方法 | <p>説明会の開催又は個別説明によるものとする。</p> |
| 周知内容 | <p>次に掲げる内容とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 汚染土壌の処理に関する計画の概要 2 汚染土壌の処理方法の概要 3 搬出入に関する計画の概要 4 環境保全対策の概要 |